

食料・農業・農村政策審議会
消費・安全分科会 家畜衛生部会
第2回 衛生管理小委員会

資 料

平成16年6月16日
消費・安全局

資料目次

ページ

資料 1	議事次第	2
資料 2	食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部 会衛生管理小委員会委員名簿	3
資料 3	第 1 回衛生管理小委員会議事概要	4
資料 4	第 1 回会議で提示した飼養衛生管理基準案	8
資料 5	飼養衛生管理基準（案）	9
資料 6	飼養衛生管理基準に係る指導指針（案）	10
資料 7	飼養衛生管理基準についての Q & A（案）	19

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
第2回衛生管理小委員会 議事次第

日 時:平成16年6月16日(水)13:30~

場 所:農林水産省消費・安全局第3会議室

- 1 開 会
- 2 配付資料確認
- 3 出席委員紹介
- 4 飼養衛生管理基準(案)について
- 5 その他
- 6 閉 会

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会

衛生管理小委員会委員名簿

(臨時委員)

- 梅原宏保 (社)日本養鶏協会会長
千葉北部酪農協同組合代表理事組合長
- 柏崎守 元家畜衛生試験場長
- 林邦雄 (株)林牧場代表取締役
- 三瀬勝利 独立行政法人医薬品医療機器総合機構研究顧問
- 矢野秀雄 国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授

(専門委員)

- 天野弘 静岡県農業水産部家畜衛生室家畜衛生スタッフ主幹
- 齋藤康倫 千葉県農業共済組合連合会臨床技術研修センター長
- 酒井健夫 日本大学生物資源科学部教授
- 谷口稔明 (独)農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所
企画調整部長

(敬称略、五十音順)

第1回衛生管理小委員会議事概要

日時 平成15年11月28日(金) 10:00~12:00
場所 消費・安全局第3会議室

事務局 消費・安全局長から挨拶させて頂く。

局長 (挨拶)

事務局 (資料確認、役員紹介、小委員長選出)

委員長 事務局から、資料3~7の説明をお願いします。

事務局 (資料3説明)

事務局 (資料4~7説明)

委員長 ここまでの説明について、何か質問ないか。

委員 HACCPの読み方は、エッチエーシーシーピーなのではなかったか。

事務局 当初そういった議論もあったが、最近では、ハシップあるいはハサップといった読み方が一般的のようだ。

委員長 発音のし易いものということでよいか。

委員 動管法の中にも産業動物の基準があったと思うが、本基準との関連はどうか。

事務局 参考資料の78ページから掲載しているが、後に議論したい。

委員 来年3月までに作業を終えるのか。

事務局 法律上はいつまでとは言っていないが、なるべく早くやりたい。省令に規定する基準は膨大なものではないが、既存の通知を参考に施行通知のようなものも出したいと考えている。

委員 この場は基準の検討がメインか。

事務局 そのとおり。ただ、指導のあり方についても意見を頂きたいと考えている。

委員 養鶏生産者の意見を代弁するつもりだが、現在懸案となっている問題として、鳥インフルエンザやQ熱があり、この基準だけで対応できるとは思えない。生産者の間にも様々な考え方があり、組織的にも検討する時間が欲しい。よく考えないと良いものできないのではないか。

委員長 この基準は一般の方からすると唐突な感が否めない。周囲の方にアナウンスする立場からすると、もう少しこの基準を作成することとなった背景を説明して欲しい。外国にはこうした基準は余りないと聞いているが。

事務局 外国ではこうした基準は一般的でなく、資料に添付しているドイツの例のみ。基準を作成することとなった背景としては、1つには病気の対策といっても基盤となるのは普段の衛生管理であるということ、2つ目はBSEの発生に伴う食の安全・安心についての議論の中で、これまで指導としてきた衛生管理の向上について、最低限の部分はきちんと守って頂こうということ。これは、消費者へのメッセージでもあると考えている。

委員 背景には家伝法と排せつ物法があるとのことであったが、飼料の関係やSPFの話もあるが、これらは盛り込まないのか。

事務局 排せつ物法は省令としての姿のモデル。視点はあくまで家伝法であり、安全・安心。

委員 この基準のターゲットは、今以上に疾病を増やさないということなのか、今ある疾病を減らすことなのか。また、疾病ごとに対応も違って来る。ターゲットを明確にしないと、基準も違うものになってしまう。

事務局 疾病ごとの対策は別に作成する特定疾病防疫指針等で対応することとなる。この基準はそのための基盤と考えている。疾病ごとの対策はその上乘せであり、今ある病気を減らすこともまた上乘せと考える。

委員 罰則を伴う仕組みを設けるのはよいこと。過去の状況として、慢性疾病のほとんどは海外から侵入を許してきたもの。その意味でもとを絶つことを考えるべき。海外では、オーエスキー病、疥癬やヘモフィルスも相当追いつめており、これぐらいやっていると食の安全ということを消費者に説明していけない。

委員 導入家畜の異常はどのように判断するのか。異常があれば何でも罰則がかかるのでは、市場から家畜を出せなくなるのではないか。

事務局 そうした判断については、指導指針を出す必要があると考える。寒くて下痢をしたようなものはよいが、農場で下痢が続いているようであれば出荷を自粛するとか、証明書を添付するとかいったことが必要であろう。こうしたことまで省令に書く訳にはいかないが、指導指針で明確にしたい。

委員 食の安全に絡んで食品安全法やと畜場法等が改正されているが、こうした観点から、記録について規定することも重要ではないか。

事務局 確かに記録も重要だろう。

事務局 トレサ法が作られ、この12月1日から施行になる。BSEの発生の際にも、農場の調査を行った際にに入って記録がないことに難儀した。このため、飼安法でも記録の保存期間を8年に延ばした。

委員長 引き続き、資料8の説明をお願いしたい。

事務局 (資料8、9説明) 今後、指導指針を作っていく上でのアドバイスも頂きたい。

委員長 基準案に沿って議論を進めたい。

委員 このぐらいのことはみんなやっているとやられてしまう。消費者に安全な畜産物を届けることにはならないのではないか。

事務局 基準は最低ラインと考えている。これすらできない生産者もいるのが実態と考えているがどうか。

委員 「清潔」ということを誰が見るかでずいぶん違う。自分たちが一生懸命やっても、一般消費者が実際にモニタリングしたらみんな引っかかるのではないか。

委員 3点ほど。家伝法の枠組みの中でやるのなら、重要なのは、病気を入れない、出さない、拡大させないという3点で項目を規定するべき。既存の基準を参考に基準案を作成されたようだが、本来であればこれを白から考えて作るべき。作り出した基準が既存の基準に合わないならその基準を変えていくべき。また、BSE以降の法改正で盛り込まれてきたものは、同じように盛り込む必要がある。家保を取りまとめる立場から言えば、この基準で物理的な基準を設けるのは難しいと考える。ソフトを充実させるのが第一であろう。また、大事なことは記録をどう規定するか。省令に規定するのは難しいと思うが検討する必要がある。また、飼料の安全やへい死獣の問題がないが、消費者の視点からすれば、今後重要と考える。エンドファイトとか、生産者の意識によって防げる部分も大きい。

委員長 敷料も大切だろう。この基準を示すことによって、現状ではバラバラな現場の水準の一番低いところを底上げしないと全体のステータスが上がらない。これがリスク低減の上でも重要と思う。全体のランクアップという意味ではこの基準は有意義であると思う。

委員 やはりボトムアップが重要だろう。現場に浸透させる手法は別の話だが。家伝法がベースの基準ということだが、敷料、飼料や牛乳などの生産物の取扱いについてどこまで踏み込むかが重要。あと、動物の密度についても考える必要がある。

委員 餌とか管理の問題は他に規定されているものはなくて、ここに規定するべきというものなのか。記録はやった方がよいが、実際には難しいか。

事務局 省令に規定できるかは、法令担当との相談になる。

事務局 検討させて頂くが、省令に書くのは難しいかも知れない。指導通知には規定できるだろう。

事務局 密度の話も重要と考えるが。

委員長 密飼いしない方が望ましいが、生産はあくまで経済行為。いかに密度を上げて安全性を確保しながら効率的にやっていくかが生産者の努力になる。その折り合いを付けていくのが肝心なところなので、基準に書き込むのは難しいのではないかと。

委員 「適正な密度」といった規定になるのではないかと。「適正」とは、健康を維持できる密度ということだろう。

委員 手指の消毒と規定されているが、言葉的に具体的すぎるのではないかと。

事務局 病気が出ている時と、通常の飼養では違いがあるだろう。畜種ごとにも違いがあるだろう。

委員 確かに畜種の違いがあると思う。

事務局 畜種ごとに異なる基準が必要な場合は、書き分けて加えることも可能と考えている。

委員 この基準案に追加するということが。

事務局 そのとおり。

委員長 イから八までは消毒の話。家畜飼養なら、家畜、飼料、飲水、飼養者がきれいならよいということなので、まとめて書けるのではないかと。ホのワクチンの話は獣医師の役割ではないのか。

事務局 接種するのは当然獣医師。

委員長 それでは、獣医師の指導不足ということではないかと。

事務局 プログラムに沿ってきちんと接種することにしようという趣旨。

委員長 読み方によっては、国が接種を中止に持しようとしているワクチンの接種を推奨しているかのように都合の良い解釈をする者が出かねないのではないかと。

事務局 アルボの発生の際に地域での接種を推進する必要があるようなケースを想定したもの。

委員長 接種しなければ罰則がかかるということか。

事務局 法に則って、指導、勧告を可能にしたいという意味。どうしても従わない場合に限って罰則ということになるがほとんど想定していない。

委員 ト（知識の習得の規定）にも予防に関する規定があるので、それで読めるということか。

事務局 獣医師の指示に従い予防に努めるべきといった規定にした方がよいか。

委員長 それにしても二（診療を受ける規定）の規定に含まれるだろう。

委員 ホの（予防液の）規定で、鶏の生産者が関心があるのは、鳥インフルエンザ。万一発生すれば養鶏はおしまい。殺処分で防げるのかといった議論はある。ワクチンを接種する仕組みは重要であろう。

事務局 鳥インフルエンザ防疫マニュアルで、既に発生時のワクチン接種を規定している。

事務局 また、家畜伝染病発生時のワクチン接種はまん延防止措置として既に法に規定されており、従わなければ罰則がかかる。

委員 それなら基準案にはいらんではないかと。

事務局 緊急疾病でない通常の疾病を想定して設けているもの。

委員長 食の安全・安心が基準作成の動機なら、ワクチン接種は関係ない。むしろ抗菌剤の方が重要ではないか。

事務局 基準はあくまで家畜の伝染性疾病の発生予防が目的で、その意味でワクチン接種に係る規定を盛り込んだもの。

委員長 抗菌剤も予防目的で使用されるので、同じこと。へに導入時の規定があるが、オランダの口蹄疫発生例でも重要な役割を担ったのは導入ではなく家畜の移動である。移動についての規定として読めるようにしてほしい。特に、ブリーダーに対し厳しく対応しないと、導入する生産者の側では家畜の健康状態の把握は難しい。家畜の販売者に厳守させるべき。この基準の議論は、1日2日では終わりそうもない。

事務局 少し話が戻るが、抗菌剤は疾病の予防には使用されないことになっている。また、二の中にホが含まれるのではないかという意見については、二はあくまで異常が認められる場合ということなので含まれないのではないか。異常がある場合のみ獣医師の関与を規定するのでは、不十分かも知れない。

委員 確かに、昔と違って、正常でも獣医師に相談するようになっている。

委員長 昔は獣医師は火消し役と言われてきたが、今は違う。委員の農場にも定期的に獣医師が来ているはず。

委員 専門獣医師の関与を促す規定を設けるのがよいのではないか。生産者は上手にやるやり方を知らない。安定生産のために普段から獣医師の関与を促すのも大事だろう。予防液も上手に使うことが大事で、そのためにも獣医師の関与が重要。

委員 うちの養鶏では、定期的に獣医師に血液を送って検査を受けている。病気は予防するのが前提。それでも、(肉?)牛の世界では共済にも入らないし、何かあった時だけ獣医師を呼ぶのが常識。

委員 獣医師の関与は、診療というより、むしろ助言になっている。

事務局 酪農では獣医師にお任せというところだろう。

委員 牛乳も工場だけではいいものできない。衛生管理もプログラムに沿ってやっていく必要がある。この基準案に書いてあるのは、「あたりまえ」のこと。

委員 原点である食の安全・安心の観点から衛生は大事だが、飼料や管理のエキスパートということも重要なファクターになるだろう。飼養衛生ということ考えると必ず出てくる要素だ。

委員 最後に一言。生産履歴は静岡県内ではお茶でよく進んでいる。畜産から出た問題なのに畜産でむしろ立ち後れているようだ。この問題を推進するにはこういう機会がよいのではないかと考えている。記録については、薬も飼料も努力目標に留まっていて、指導するにも限界があり、規定が難しいのは分かるが、是非盛り込むべき。

委員長 本日は活発な意見をいただき感謝。結論めいたことはいえないが、個々の基準について加えるべきものとして、生産記録という意見があった。これを含めて事務局で検討願いたい。他にまとめに入れるべきことがあれば発言願いたい。

(特になし)

委員長 では、今後のスケジュールについて事務局から説明願いたい。

事務局 来週末までに御意見があれば連絡頂きたい。本日欠席された委員からも意見を伺うこととする。指導指針についても併せて意見を頂きたい。

事務局 本日はありがとうございました。

飼養衛生管理基準（案）

第一回衛生管理小委員会で提示したもの。

第二十一条の二 法第十二条の三第一項の飼養衛生管理基準は次のとおりとする。

- イ 畜舎、器具、機械及び家畜を清潔に保つこと。
- ロ 車両が農場に出入りする際には、当該車両を消毒すること。
- ハ 畜舎に出入りする際には、手指及び靴を消毒すること。
- ニ 家畜の健康観察を行い、異常が認められた場合には獣医師の診療を求めること。
- ホ 必要に応じ、予防液を適切に使用すること。
- ヘ 家畜を導入する際には、当該家畜に異常がないことを確認すること。
- ト 家畜の伝染性疾病の予防に関する知識及び技術の習得に努めること。

飼養衛生管理基準（案）

（飼養衛生管理基準）

第二十一条の二 法第十二条の三第一項の飼養衛生管理基準は次のとおりとする。

- 一 畜舎及び器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- 二 畜舎に出入りするときは、手指、作業衣、作業靴等について、病原体が広がるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。また、他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにすること。
- 三 畜舎の屋根、壁面の破損を修繕するとともに、窓、出入口等の開口部にネット等の必要な設備を設ける等により、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努めること。また、必要に応じて、ねずみ及びはえ、蚊等の害虫を駆除すること。
- 四 家畜又はねずみ、野鳥等の野生動物の糞等が混入しないよう、清浄な飼料及び水の給与に努めること。
- 五 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療又は指導を求めること。
- 六 家畜を健康に異常を生じることのないような適切な飼養密度で飼養すること。
- 七 家畜を他の農場等に移動させる際には、当該家畜が移動することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
- 八 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間、他の家畜と接触させないようにすること。
- 九 疾病ごとの症状、原因、感染経路等、家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識及び疾病の発生の予防に必要な技術の習得に努めること。

(案)

資料 6

番 号
年月日

都道府県知事あて

農林水産省消費・安全局長

「飼養衛生管理基準に係る指導指針」の制定について

今般、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3第1項の規定に基づく飼養衛生管理基準（以下「基準」という。）を定めた家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年農林水産省令第 号）が公布され、 月 日から施行されることとされたところである。

については、家畜の所有者（家畜の管理者が別にあるときはその者）による基準の遵守徹底のための助言及び指導並びに法第12条の4に基づく勧告及び命令の的確な実施に資するため、別添のとおり「飼養衛生管理基準に係る指導指針」を定めたので、了知の上、家畜防疫の円滑な推進に努められたい。

(別添)

飼養衛生管理基準に係る指導指針

1 目的

本指針は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3第1項の規定に基づき定められた飼養衛生管理基準（以下「基準」という。）について、家畜（牛、豚及び鶏をいう。以下同じ。）の所有者（家畜の管理者が別にあるときはその者。以下同じ。）が遵守するための助言及び指導並びに法第12条の4に基づく勧告及び命令（以下「助言等」という。）を行うに当たって留意すべき事項を示し、これらの取組の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 飼養衛生管理基準設定の趣旨

食品の安全性を確保する観点から、家畜の生産から消費に至るまでの各段階で、総合的に病原微生物等のリスクによる影響を抑制することが求められている。

家畜の伝染性疾病の中には、家畜の所有者が衛生管理を徹底することでその発生を予防できるものもあることから、農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて農林水産省令（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）。以下「規則」という。）に定めるとともに、当該家畜の所有者に基準の遵守を義務付けることとされた（法第12条の3）。

また、その実効性を確保するため、基準に違反している者に対しては、都道府県知事が、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告し、さらに、勧告に従わない者に対しては、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされ、この命令に違反した場合には罰則が適用されることとされた。

3 飼養衛生管理基準に係る助言等に当たって留意すべき事項

(1) 助言及び指導の実施について

法第12条の4においては、家畜の所有者による基準の遵守を確保するための措置として、都道府県知事による勧告及び命令について規定されている。しかしながら、基準は、日常の適切な衛生管理の履行による家畜の伝染性疾病の発生予防を通じ、生産段階において食品の安全性の確保を図っていくことを第一の目的としており、家畜の所有者が自発的かつ持続的に管理の改善を図っていく方向に誘導するよう、勧告に先立って適切に助言・指導していくことに主眼を置く必要がある。

また、基準の遵守状況の確認のための、法第51条に基づく農場への立入検査は家畜防疫員により、また、勧告及び命令は都道府県知事により、それぞれ行われることとされているが、基準に基づく衛生管理の向上を図るための助言及び指導については、従前から行われている衛生管理に係る指導と同様、都道府県関係者のみならず、民間の獣医師等、家畜の伝染性疾病の発生予防に関する知見に精通した者により広く行われ、基準の遵守が徹底されることが重要である。

なお、勧告及び命令の適正な実施を図るため、立入検査等は、複数の者により実施することが望ましい。また、国及び都道府県は、講習会や事例報告会の実施等により助言等を行う者の能力の向上及び標準化を図る。

(2) 「一 畜舎及び器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。」について

この規定は、家畜の糞、尿、唾液、乳等に伝染性疾病の病原体が含まれていた場合、これらが畜舎、器具、機械、作業衣、作業靴等あるいは家畜の体に付着して他の家畜へ伝播する可能性があることから、この経路を遮断することを目的としている。

このため、家畜の所有者は、家畜の種類及び用途、農場の飼養形態、飼養規模、畜舎の構造等を踏まえ、日常の飼養管理の一環として、畜舎及び飼養管理や搾乳、集卵等に用いられる器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、作業衣、作業靴、手袋、前掛け等の洗浄、交換等を行うことによりこれらを清潔に保つ必要がある。

また、飼養している家畜についても、敷料の交換、ブラッシング等を行うほか、必要に応じ家畜の配置、畜舎の構造等を工夫することにより清潔に保つ必要がある。

これらの措置により、畜舎等について常に糞等の付着が全くないことが理想的であるが、家畜の飼養管理においては、これを完全に防ぐことは困難であるので、本規定に係る助言等に当たっては、家畜の種類及び用途等を踏まえた上で、より清潔な状態を確保するために必要な措置について助言及び指導するものとし、当該助言及び指導によっても改善が図られず、家畜の伝染性疾病の発生予防を十分に行い得ないと判断された場合は、都道府県知事による勧告及び命令を実施することが適当である。

- (3)「二 畜舎に出入りするときは、手指、作業衣、作業靴等について、病原体が広がるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。また、他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにすること。」について

この規定は、農場又は畜舎間の人の移動が家畜の伝染性疾病の主要な経路とされていることから、家畜の所有者が畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、長靴の消毒等により、病原体の侵入及びまん延を防ぐことを目的としている。

基準の一において、作業衣、作業靴等を清潔に保つことが規定されているが、畜舎に立ち入る場合には、こうした措置に加え、消毒等の措置をとる必要がある。また、飼養管理に用いる器具等については、原則として当該畜舎専用の物を用いるべきであるが、畜舎外から持ち込む必要がある場合は、これらについても同様に消毒等の必要な措置をとる必要がある。消毒等の実施に当たっては、畜舎の出入口部分に踏込み消毒槽及び手指消毒槽を設置するか、作業衣、長靴等を交換することが望ましい。

特に、他の農場で家畜の糞、尿、唾液、乳等に接触したおそれのある者は、畜舎への立入りを認めないことが望ましいが、必要があつてこれを認める場合は、本規定に基づいて手指、作業衣、長靴の消毒等を徹底することにより、病原体の侵入を防ぐ必要がある。

さらに、他の家畜飼養農場の敷地内を走行した車両を介して家畜の伝染性疾病の病原体が農場へ侵入することを防止するため、車両が農場に出入りする際には、当該車両を消毒することが望ましい。この場合、他の農場の土壌等が付着しているお

そのあるタイヤ、泥よけ等に対し消毒を行う必要がある。

車両の消毒の方法としては、車両消毒槽を利用した方法、噴霧器により消毒液を噴霧する方法等が考えられるが、家畜の種類、飼養形態、農場の規模、畜舎の構造、車両の種類、出入りの頻度等を勘案し、適切な方法を採用することが望ましい。

- (4)「三 畜舎の屋根、壁面の破損を修繕するとともに、窓、出入口等の開口部にネット等の必要な設備を設ける等により、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努めること。また、必要に応じて、ねずみ及びはえ、蚊等の害虫を駆除すること。」について

この規定は、家畜の伝染性疾病の中には、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の昆虫に感染し、又は付着することにより侵入、拡大するものもあることから、この経路を遮断することを目的としている。

このためには、畜舎の破損部位を修繕するとともに、開口部にネット等を設けることによりこれらの畜舎内への侵入を防止し、また、ねずみ及びはえ、蚊等については、農場内に定着している場合など、必要に応じてこれらを駆除することが必要である。

一方、家畜の飼養形態は極めて多様であり、畜舎内で飼養されない場合もあることから、飼養状況に応じこれらの措置に努めることが適当である。したがって、本規定に係る助言等に当たっては、家畜の種類及び用途等を踏まえ、改善すべきと考えられる措置について助言及び指導するものとし、当該助言及び指導によっても改善が図られず、家畜の伝染性疾病の発生予防を十分に行い得ないと判断された場合は、都道府県知事による勧告及び命令を実施することが適当である。

- (5)「四 家畜又はねずみ、野鳥等の野生動物の糞等が混入しないよう、清浄な飼料及び水の給与に努めること。」について

この規定は、家畜やねずみ、野鳥等の野生動物の糞、尿、唾液等に伝染性疾病の病原体が含まれていた場合、これらが家畜の飼料又は水に混入することで家畜への感染源となることから、この経路を遮断することを目的としている。

家畜に給与する飼料の安全性を確保するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）が定められており、同法に基づく飼料

及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）において、「有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある飼料は、使用してはならない。」とされているところである。しかしながら、家畜伝染病の発生を予防する観点からは、病原微生物に汚染している疑いが明らかでない場合であっても、家畜又は野生動物の糞等が混入することは望ましくないことから、基準においてこれらの混入のない清浄な飼料の給与に努めることを規定するものである。

また、家畜伝染病の発生を予防し生産物の安全を確保する観点から、家畜に給与する水については、飲用に適した清浄なものを給与することが望ましい。

一方、家畜の飼養形態は極めて多様であり、畜舎内で飼養されない場合もあることから、飼養状況に応じこれらの措置に努めることが適当である。したがって、本規定に係る助言等に当たっては、家畜の種類及び用途等を踏まえ、改善すべきと考えられる措置について助言及び指導するものとし、当該助言及び指導によっても改善が図られず、家畜の伝染性疾病の発生予防を十分に行い得ないと判断された場合は、都道府県知事による勧告及び命令を実施することが適当である。

(6)「五 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療又は指導を求めること。」について

この規定は、家畜の疾病の早期発見により、初期段階における適切な治療と早期回復を通じ、常に飼養する家畜の健康を保ち、家畜の伝染性疾病の発生予防を図るとともに、伝染性疾病の早期発見を通じて適切にまん延防止を図ることにより、畜産の振興と安全な畜産物の供給を図ることを目的としている。このため、通常の飼養管理の中で、常に家畜の健康状態に注意を払い、何らかの異常が認められた際には遅滞なく獣医師の診療を受けることが極めて重要である。

また、健康管理に当たっては、獣医師の診療を受けるべき異常を早期に把握する観点から、伝染性疾病を含む家畜疾病ごとの異常の傾向について、家畜の所有者が必要な知識を備えることが極めて重要であり、基準の九にもその旨が規定されている。また、「その他必要な場合」とは、家畜の衛生管理の方法に不明な点があった場合等を想定しており、こうした場合にも積極的に獣医師の指導を受けるべきであ

ることを規定している。

本規定の遵守を確保する観点から、家畜の診療を行った獣医師は、その都度、当該家畜の所有者がいつから異常を把握していたか確認し、異常を認めてから診療を求めるまでに正当な理由なく時間を要している場合には、当該事例を反復することのないよう、必要な助言及び指導を行うことが望ましい。

(7)「六 家畜を健康に異常を生じることのないような適切な飼養密度で飼養すること。」について

この規定は、単一の飼養区画に複数の家畜を過大な飼養密度で飼養した場合、家畜が過大なストレスを受けること、同居する家畜との接触の機会が増加すること等により、伝染性疾病を含む疾病の発生を誘引することを防止することを目的としている。

基準の目的は家畜の伝染性疾病の発生予防であるから、ここでいう「適切な」は、一定の飼養密度を定めて当該飼養密度で飼養することを推奨するものではなく、過大な飼養密度により、呼吸器病の発生が多発するなどの、健康異常を惹起しないように飼養することを示している。このため、飼養密度が過大であることと、家畜の健康に異常が認められることに、何らかの関連が想定される場合、これを改善するよう適切に助言等を行う必要がある。

また、適切な飼養密度は畜種ごとに一律に定められるものではなく、温度、湿度及び換気の状態等により異なることから、家畜の所有者に対し、基準の五の規定に従い日常の健康管理に努める中で、適切な飼養密度を把握するよう助言等を行う必要がある。

(8)「七 家畜を他の農場等に移動させる際には、当該家畜が移動することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。」について

この規定は、家畜の移動が、家畜の伝染性疾病の主要な伝播経路の一つとされていることから、可能な限り家畜の伝染性疾病の病原体を伝播するリスクの低い状態で家畜を移動させるための管理体制を整備していくことを目的としている。

本規定は、家畜を出荷する場合と導入する場合の双方に適用され、「他の農場等」

には、と畜場、食鳥処理場等を含み、これらの施設に家畜を出荷等する場合にも本規定が適用されることとなる。

本規定において「健康状態を確認すること」というのは、獣医学的知見に基づき健康である旨の診断を行うことではなく、その家畜の所有者が日常の飼養管理で得られる通常の家畜の状態に照らして、これと異なることがないことを確認することを指し、必要に応じて、血清学的検査等を実施することも含む。なお、異常が認められた場合には、基準の五に規定されているとおり、獣医師の診療を求める必要がある。

- (9)「八 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間、他の家畜と接触させないようにすること。」について

この規定は、出荷者側の伝染性疾病の病原体を伝播するリスクの低い状態で家畜を移動させるための取組として、基準の七が規定されているが、出荷時に疾病の潜伏期にある場合等、出荷時の検査のみで家畜の異常を確認することは困難であることから、導入者側においても同様に家畜に異常がないことを確認することを目的としている。この際、導入した家畜の健康状態が確認されるまでの間は、万一の場合に当該家畜から他の飼養家畜に感染が拡大するのを防止するため、相互に接触させないように飼養する必要がある。具体的には、隔離舎を利用するかオールインオールアウトを実施することが望ましいが、少なくとも、独立した飼養区画の利用、隔壁の設置等の措置が必要である。また、この間は飼養に用いる器具等についても、専用の物を用意するか、兼用とする場合には消毒等を徹底するべきであり、導入家畜に係る作業を最後にする等の配慮も重要である。

本規定における「他の農場等」及び「健康状態を確認すること」とは、基準の七に準ずるものとする。異常がないことを確認するまでに必要な期間は、導入した家畜の種類、性別、年齢等によって異なると考えられるが、少なくとも、輸送によるストレス等の影響が排除され、当該家畜の本来の健康状態が把握できると考えられるまでをその目安と考えるべきである。なお、異常が認められた場合には、基準の五に規定されているとおり、獣医師の診療を求める必要がある。

(10)「九 疾病ごとの症状、原因、感染経路等、家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識及び疾病の発生の予防に必要な技術の習得に努めること。」についてこの規定は、家畜の所有者が、家畜の伝染性疾病の予防に関する知識あるいは衛生管理に当たって具体的に活用できる技術の修得に積極的に努めることにより、衛生管理の向上を図ることを目的とするものである。

基準は、家畜の所有者のすべてが最低限守るべき衛生管理の方法について規定したものであるが、多種多様な飼養形態の家畜の所有者を対象にその達成に当たって実施すべき具体的な措置を一律数値化する等により詳細に規定することは現実的でない。このため、家畜の所有者が適切に基準を遵守し、農場の現状に応じた衛生管理の向上を図る上で、家畜の所有者が必要な知識と技術の習得を図っていくことが極めて重要であり、国及び都道府県等はそのための助言及び指導を行うことが必要である。

なお、家畜の所有者は、必要な知識及び技術の習得に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

ア 家畜の飼養管理に当たっては、家畜伝染病予防法に加え、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）、薬事法に基づく動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）等を遵守する必要があること。

イ 家畜の衛生管理については、家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン（平成14年9月30日付け14生畜第2738号農林水産省生産局長通知）においてもHACCP（危害分析重要管理点）方式に基づく畜種ごとの具体的な衛生管理の方法について示されており、本基準の遵守の徹底からも極めて重要であること。特に、家畜の飼養密度を適正に保つこと等、基準に掲げられていないものについても、家畜の伝染性疾病の発生を予防する観点から有用であること。

(案)

飼養衛生管理基準についてのQ & A

- 畜産農家の皆さんへ -

平成16年 月
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

飼養衛生管理基準についてのQ & A 目次

飼養衛生管理基準について・・・3

- Q 1 飼養衛生管理基準とはどのようなものですか。
- Q 2 飼養衛生管理基準を守らないとどうなりますか。
- Q 3 飼養衛生管理基準を守らないと罰則がかかるというのは、農家にとって過剰な負担になるのではないですか。
- Q 4 飼養衛生管理基準を守っているかについては、誰が確認するのですか。
- Q 5 具体的にどうすれば、基準に違反しないのかわかりません。
- Q 6 家畜の管理を委託している場合も、家畜の所有者が罰則を受けるのですか。

「一 畜舎及び器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。」について・・・5

- Q 1 この規定の目的は何ですか。
- Q 2 「清潔」の基準は農家ごとに違うのではないですか。
- Q 3 「定期的に」とは、どの程度の間隔をいうのですか。
- Q 4 車両が農場に出入りする際に、車両を消毒する必要はありますか。

「二 畜舎に出入りするときは、手指、作業衣、作業靴等について、病原体が広がるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。また、他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにすること。」について・・・6

- Q 1 この規定の目的は何ですか。
- Q 2 「消毒その他の措置」とは具体的にどの様な意味ですか。
- Q 3 「みだりに」とは具体的にどの様な意味ですか。
- Q 4 車両が農場に出入りする際に、車両を消毒する必要はありますか。

「三 畜舎の屋根、壁面の破損を修繕するとともに、窓、出入口等の開口部にネット等の必要な設備を設ける等により、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努めること。また、必要に応じて、ねずみ及びはえ、蚊等の害虫を駆除すること。」について・・・8

- Q 1 この規定の目的は何ですか。
- Q 2 家畜の飼養において、ねずみやはえ等の侵入を完全に防ぐことはできないのではないですか。
- Q 3 「必要に応じて」とは、具体的にどのような場合ですか。

「四 家畜又はねずみ、野鳥等の野生動物の糞等が混入しないよう、清浄な飼料及び水の給与に努めること。」について・・・9

Q 1 この規定の目的は何ですか。

Q 2 「清浄な」とは具体的にどのような意味ですか。

Q 3 家畜の飼養において、飼料に家畜やねずみ等の糞が付着することを完全に防ぐことはできないのではないですか。

「五 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療又は指導を求めること。」について・・・10

Q 1 この規定の目的は何ですか。

Q 2 「健康管理」とは、具体的にどのような意味ですか。

Q 3 軽微な異常であっても、獣医師の診療が必要ですか。

Q 4 「その他必要な場合」とは、どのような場合ですか。

「六 家畜を健康に異常を生じることのないような適切な飼養密度で飼養すること。」について・・・11

Q 1 この規定の目的は何ですか。

Q 2 「適切な飼養密度」とは具体的にどの程度ですか。

Q 3 「適切な飼養密度」は農家ごとに違うのではないですか。

「七 家畜を他の農場等に移動させる際には、当該家畜が移動することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。」について・・・13

Q 1 この規定の目的は何ですか。

Q 2 「他の農場等」とは何ですか。

Q 3 家畜の健康状態は、獣医師でなければ判断できないのではないですか。

「八 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間、他の家畜と接触させないようにすること。」について・・・14

Q 1 この規定の目的は何ですか。

Q 2 「接触させないようにする」とは、具体的にどのような意味ですか。

「九 疾病ごとの症状、原因、感染経路等、家畜の伝染性疾患の発生の予防に関する知識及び疾患の発生の予防に必要な技術の習得に努めること。」について・・・15

Q 1 この規定の目的は何ですか。

Q 2 具体的に何を習得すればよいのですか。

飼養衛生管理基準について

Q 1 飼養衛生管理基準とはどのようなものですか。

A 平成13年9月の牛海綿状脳症（BSE）の発生以降、安全な畜産物を安心して消費してもらえるような体制作りが重要となっており、畜産物の生産段階から消費段階に至るまでの各段階で、総合的に病原微生物等による影響を低減することが求められています。

こうしたことを踏まえ、家畜の伝染性疾患の中には、家畜の所有者が衛生管理を徹底することでその発生を予防できるものもあることから、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3に基づき、農林水産大臣が、特定の家畜（牛、豚及び鶏）についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を定めることとなりました。

Q 2 飼養衛生管理基準を守らないとどうなりますか。

A 基準に違反している場合には、家畜伝染病予防法に基づいて、都道府県知事が、遵守すべき事項を定めて勧告します。さらに、勧告に従わない場合、都道府県知事は勧告に従うよう命令ができることになっており、この命令に違反した場合には30万円以下の罰金が科されることになっています。

ただし、こうした勧告、命令及び罰則という手続が実施される前に、都道府県の家畜保健衛生所の職員等が、どこを改善するべきか必ず指導や助言（これらは法律に基づくものではありません）をします。こうした指導が守られない場合には、都道府県知事による勧告等が実施されますので、これに従うようにして下さい。

Q 3 飼養衛生管理基準を守らないと罰則がかかるのというのは、農家にとって過剰な負担になるのではないですか。

A 飼養衛生管理基準は家畜の飼養者が、家畜の伝染性疾病の発生を予防するために必要な、最低限の基準を定めたものです。

当然、衛生管理や経営に対する考え方は、畜種や経営形態など様々な条件によって異なりますが、そうした点も考慮して家畜保健衛生所の獣医師等が指導や助言を行いますので、通常の飼養管理をされていれば、過剰な負担が生じることはないものと考えられます。

Q 4 飼養衛生管理基準を守っているかについては、誰が確認するのですか。

A 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認は都道府県知事の権限で行われることになっており、具体的には、家畜保健衛生所の獣医師等（家畜防疫員）が立入検査を実施します。

これとは別に、農場で診療を行っている獣医師からアドバイスがある場合もありますので参考にしてください。

Q 5 具体的にどうすれば、基準に違反しないのか分かりません。

A 基本的に、常識の範囲で衛生管理を行っていただければ、基準に違反することはないと思いますが、家畜保健衛生所の獣医師等が基準違反として直ちに勧告を行うことはなく、農場の状況に応じて、まず指導や助言をしますので、これに従ってください。

なお、このQ & Aに、各項目ごとのQ & Aを作成しておりますので参考にしてください。

Q 6 家畜の管理を委託している場合も、家畜の所有者が罰則を受けるのですか。

A 実際に家畜の管理を行う方が家畜の所有者と別にいる場合には、飼養衛生管理基準の遵守の義務や遵守しなかった場合の罰則は、家畜の管理をしている方にかかることとなります。

「一 畜舎及び器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。」について

Q 1 この規定の目的は何ですか。

A この規定は、家畜の糞、尿、唾液、乳等に伝染性疾病の病原体が含まれていた場合、これらが畜舎、器具、機械、作業衣、作業靴等あるいは家畜の体に付着して他の家畜へ伝播する可能性があることから、この経路をシャ断することを目的としています。

Q 2 「清潔」の基準は農家ごとに違うのではないですか。

A 「清潔」とは、畜舎や作業衣等に汚れのないことですが、家畜を衛生的に取り扱うことが目的ですので、このことに重点を置いて洗浄、消毒に努めることが重要です。また、飼養している家畜についても、敷料の交換、ブラッシング等を行うほか、必要に応じ家畜の配置、畜舎の構造等を工夫することにより清潔に保つ必要があります。

具体的な対策は、家畜の種類、飼養形態、農場の飼養規模、畜舎の構造等によって必要な措置が異なると考えられることから、家畜保健衛生所の獣医師等が基準違反として直ちに勧告を行うことはなく、農場の状況に応じて、まず指導や助言をしますので、これに従って下さい。

Q 3 「定期的に」とは、どの程度の間隔をいうのですか。

A 家畜の種類や飼養形態によって、畜舎や器具が汚れる程度は様々であると考えられるため、畜舎等を清潔に保つために必要な清掃や消毒の間隔も農場ごとに異なると考えられます。このため、この基準では清掃や消毒を行う間隔について具体的に定めていませんが、指導等が行われたときだけではなく、普段の飼養管理の中での継続的な取組として、清掃等を行うことが「定期的に」であるといえます。

「二 畜舎に出入りするときは、手指、作業衣、作業靴等について、病原体が広がるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。また、他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにすること。」について

Q 1 この規定の目的は何ですか。

A この規定は、農場又は畜舎間の人の移動が家畜の伝染性疾病の主要な経路とされていることから、家畜の所有者が畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、長靴の消毒等により、病原体の侵入及びまん延を防ぐことを目的としています。

Q 2 「消毒その他の措置」とは具体的にどの様な意味ですか。

A 畜舎に出入りする際に作業衣、長靴等を交換することやその都度新しい使い捨ての作業服を着用することなどを指しています。こうした措置によっても、消毒を行った場合と同等の効果が期待できます。

Q 3 「みだりに」とは具体的にどの様な意味ですか。

A 他の農場で家畜の管理をしていた人や他の農場を訪問してきた畜産関係者など、他の農場に立ち入った人は、特に必要がない限り畜舎に立ち入らせないことを「みだりに畜舎に立ち入らない」と表現しています。必要があって畜舎への立ち入りを認める場合は、本規定の前半部分に示しているとおり、手指、作業衣、長靴の消毒等により、病原体の侵入防止を徹底する必要があります。

Q 4 車両が農場に出入りする際に、車両を消毒する必要はありますか。

A この規定に基づく措置と併せて、他の家畜飼養農場の敷地内を走行した車両が農場に出入りする際に消毒することも、家畜の伝染性疾病の病原体の侵入を防止するためには重要です。

この場合の消毒は、他の農場の土壌等が付着しているおそれのあるタイヤ、泥よけ等に対して行う必要があります。具体的には、車両消毒槽を用いた方法のほか、噴霧器等により消毒薬を散布する方法等が考えられますが、家畜の種類、飼養形態、農場の規模、畜舎構造及び車両の種類や出入りの頻度等に応じて適切な方法を採用して下さい。

また、畜産関係車両の出入口及び駐車スペース以外に、これと完全に区分した出入口及び駐車スペースがある場合は、ここに出入りする車両の消毒は必要ありません。

「三 畜舎の屋根、壁面の破損を修繕するとともに、窓、出入口等の開口部にネット等の必要な設備を設ける等により、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努めること。また、必要に応じて、ねずみ及びはえ、蚊等の害虫を駆除すること。」について

Q 1 この規定の目的は何ですか。

A この規定は、家畜の伝染性疾病の中には、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の昆虫に感染し、又は付着することにより侵入、拡大するものもあることから、この経路を遮断することを目的としています。

Q 2 家畜の飼養において、ねずみやはえ等の侵入を完全に防ぐことはできないのではないですか。

A 家畜の飼養管理において、野生動物や害虫の侵入を完全に防止することは難しいと考えられますが、伝染病の発生を予防するために、これらの侵入を少しでも減らす取組が重要と考えます。

このため、この基準では、侵入の防止に「努める」ことを定めており、畜舎内にこれらの害虫がいたからといって、直ちに勧告等の対象になることはありません。

Q 3 「必要に応じて」とは、具体的にどのような場合ですか。

A ねずみ、野鳥等の野生動物やはえ、蚊等の害虫による被害の防止は、畜舎へのこれらの侵入を防止することが第一です。畜舎内において、ねずみやはえ、蚊等の発生がある場合にはこれらを駆除する必要があります。

「四 家畜又はねずみ、野鳥等の野生動物の糞等が混入しないよう、清浄な飼料及び水の給与に努めること。」について

Q 1 この規定の目的は何ですか。

A この規定は、家畜やねずみ、野鳥等の野生動物の糞、尿、唾液等に伝染性疾病の病原体が含まれていた場合、これらが家畜の飼料又は水に混入することで家畜への感染源となることから、この経路を遮断することを目的としています。

Q 2 「清浄な」とは具体的にどのような意味ですか。

A 家畜やねずみ、野鳥等の野生動物の糞等が付着していないことを指しています。このためには、飼料の保管場所や水源へのねずみ、野鳥等の侵入を防止するほか、飼料の給与前に餌槽を清掃したり、飲水を消毒するなどの取組が重要と考えられます。

特に、家畜伝染病の発生を予防し生産物の安全を確保する観点から、飲用に適した水の給与が重要と考えます。

Q 3 家畜の飼養において、飼料に家畜やねずみ等の糞が付着することを完全に防ぐことは難しいのではないですか。

A 家畜の飼養管理において、飼料に家畜やねずみ等の糞が付着することを完全に防止することは難しいと考えられますが、伝染病の発生を予防するために、できるだけ清浄な状態の飼料を給与する取組が重要と考えます。

このため、この基準では、清浄な飼料及び水の給与に「努める」ことを定めています。

「五 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療又は指導を求めること。」について

Q 1 この規定の目的は何ですか。

A この規定は、家畜の疾病の早期発見により、適切な治療と早期回復によって、常に家畜の健康を保つことで、家畜の伝染性疾病の発生予防を図るとともに、伝染病の早期発見を通じて適切にまん延防止措置を実施することにより、畜産の振興と安全な畜産物の供給を図ることを目的としています。このため、通常の飼養管理の中で、常に家畜の健康状態に注意を払い、何らかの異常が認められた際には遅滞なく獣医師の診療を受けることが重要です。

Q 2 「健康管理」とは、具体的にどのような意味ですか。

A 日常の家畜の飼養管理の中で、家畜の健康状態を常に観察することにより異常を早期に発見し、問題が起きないように努めることを指します。

Q 3 軽微な異常であっても、獣医師の診療が必要ですか。

A 一見軽微な変化であっても、家畜の伝染性疾病によるものかどうかを判断する上で重要な情報となる場合があります。このため、日常の管理の中で、「普段と違う」と感じるがあれば、獣医師の診療を求めることが重要です。

また、獣医師の診療が必要となるような「異常」を早期に発見するために、伝染性疾病を含む家畜疾病ごとにどのような症状が見られるのかについて、飼養者が必要な知識を備えることは極めて重要です。

Q 4 「その他必要な場合」とは、どのような場合ですか。

A 「必要な場合」について具体的な規定はありませんが、日常の衛生管理についても、より適切なものとなるよう、日頃から積極的に獣医師の指導を求めることが必要です。

家畜保健衛生所の獣医師等が基準違反として直ちに勧告を行うことはなく、十分に獣医師の指導を受けていないことが、不適切な衛生管理の原因の一つであると判断した場合に、まず指導や助言をしますので、これに従って下さい。

「六 家畜を健康に異常を生じることのないような適切な飼養密度で飼養すること。」について

Q 1 この規定の目的は何ですか。

A この規定は、単一の飼養区画に複数の家畜を過大な飼養密度で飼養した場合、家畜が過大なストレスを受けることや、同居する家畜との接触の機会が増加すること等により、伝染病が発生する可能性が増加することを防止することを目的としています。

Q 2 「適切な飼養密度」とは具体的にどの程度ですか。

A 飼養衛生管理基準では、畜種や飼養形態により飼養環境が異なることから、あえて具体的な飼養頭羽数の上限値等は定めていません。この場合、「家畜の健康に異常を起こさないような」飼養密度が、「適切な飼養密度」であると考えています。

「適切な飼養密度」は畜種ごとに一律に定められるものではなく、温度、湿度及び換気の状態等により異なると考えられますので、日常の健康管理の中で、家畜が健康を保てるような適切な飼養密度を把握するようにして下さい。

Q 3 「適切な飼養密度」は農家ごとに違うのではないですか。

A 「適切な飼養密度」はそれぞれの飼養環境で異なるため、日常の健康管理の中で、家畜が健康を保てるような適切な飼養密度を把握することが重要です。

家畜保健衛生所の獣医師等が基準違反として直ちに勧告を行うことはなく、飼養密度が高いことが疾病が多発する原因の一つであると判断した場合に、まず指導や助言をしますので、これに従って下さい。

「七 家畜を他の農場等に移動させる際には、当該家畜が移動することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。」について

Q 1 この規定の目的は何ですか。

A この規定は、家畜の移動が、家畜の伝染性疾病の主要な伝播経路の一つとされていることから、できるだけ家畜の伝染病の病原体を広げるおそれの低い状態の家畜を移動させるための仕組みを整備していくことを目的としています。

Q 2 「他の農場等」とは何ですか。

A と畜場、食鳥処理場、家畜市場等、生体で家畜が移動するすべての施設を指します。

Q 3 家畜の健康状態は、獣医師でなければ判断できないのでしょうか。

A 本規定で「異常がないこと」というのは、獣医学的知見に基づいて健康であるかどうか診断することを意味するものではなく、その家畜の所有者が日常の飼養管理で得られた普段の家畜の状態と比べて、異なる点がないかどうかを確認することを指しています。この際、異常が認められた場合には、原則として直ちに獣医師の診療を求める必要があります。

「八 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間、他の家畜と接触させないようにすること。」について

Q 1 この規定の目的は何ですか。

A この規定は、出荷者側の伝染性疾病の病原体を伝播するおそれの低い状態で家畜を移動させるための取組として、基準の七が規定されていますが、出荷時に疾病の潜伏期にある場合等、出荷時の検査のみで家畜の異常を確認することは困難であることから、導入者側においても同様に家畜に異常がないことを確認することを目的としています。

Q 2 「接触させないようにする」とは、具体的にどのような意味ですか。

A 万が一導入した家畜が伝染病にかかっていた場合であっても、他の家畜に感染を広げないために、少なくとも、導入した家畜とほかの家畜が直接触れないようにする必要があります。具体的には、隔離舎を使用するか、オールインオールアウトとすることが理想的ですが、ほかの区画と離れた区画に収容したり、衝立等で隔壁を設けたりすることが必要です。

こうした措置のほかにも、導入家畜に使用する器具を他の家畜と別に用意する、あるいは、導入家畜に係る作業を最後にするなどの配慮も重要です。

「九 疾病ごとの症状、原因、感染経路等、家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識及び疾病の発生の予防に必要な技術の習得に努めること。」について

Q 1 この規定の目的は何ですか。

A この規定は、家畜の所有者が、家畜の伝染性疾病の予防に関する知識あるいは衛生管理に当たって具体的に活用できる技術の修得に積極的に努めることにより、衛生管理の向上を図ることを目的としています。

Q 2 具体的に何を習得すればよいのですか。

A この規定では、習得すべき知識や技術について限定していません。より適切に基準を遵守するとともに、農場の現状に応じた衛生状況のさらなる向上が図れるよう、それぞれの飼養者が工夫することを規定しているものです。

(参考となる法令、通知等)

- 1 家畜の飼養管理に当たっては、家畜伝染病予防法に加え、以下の法令等を遵守する必要があります。
 - ・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(昭和28年法律第35号)に基づく「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」(昭和51年7月24日農林省令第35号)
 - ・「薬事法」(昭和35年法律第145号)に基づく「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」(昭和55年9月30日農林水産省令第42号)
 - ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)
 - ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号)
 - ・「牛海綿状脳症対策特別措置法」(平成14年法律第70号)

- ・牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年6月11日法律第72号）

等

- 2 「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」(平成14年9月30日付け14生畜第2738号農林水産省生産局長通知)

H A C C P（危害分析重要管理点）方式に基づく畜種ごとの具体的な衛生管理の方法について示されており、本基準の遵守に当たっても、非常に参考となります。特に、家畜の飼養密度を適正に保つこと等、基準に該当しないものについても、家畜の伝染性疾病の発生を予防する観点から有用です。

これらの法律等については、インターネットで入手可能なほか、お近くの家畜保健衛生所にお問い合わせいただいても結構です。

法令の入手先：

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

衛生管理ガイドラインの入手先：

http://www.maff.go.jp/eisei_guideline/mokuji.htm